

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 5月10日

【会社名】 シティグループ・インク
(Citigroup Inc.)

【代表者の役職氏名】 ジミー・ヤン
秘書役補佐
(Jimmy Yang, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市
グリニッジ・ストリート 388
(388 Greenwich Street, New York, New York, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 杉本文秀

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7133

【事務連絡者氏名】 弁護士 伊藤昌夫
弁護士 宇治野壮歩
弁護士 辺誠祐
弁護士 荒井恵理
弁護士 北川貴広
弁護士 長谷川紘
弁護士 山口茉莉子
弁護士 大淵哲
弁護士 倉知紗也菜
弁護士 九本博延
弁護士 刀祢諒輔

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03-6889-7257/03-6889-7152/03-6889-7248/03-6889-7456
03-6889-7463/03-6889-7553/03-6889-7265/03-6889-7256
03-6889-7316/03-6889-7435/03-6889-7484

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成28年4月26日（ニューヨーク時間、以下別段の記載のない限り同じ。）開催のシティグループ・インク（以下「当社」という。）年次株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

- | | |
|--------|--|
| 第1号議案 | 取締役の選任の件 |
| 第2号議案 | 独立登録会計事務所の選任の承認の件 |
| 第3号議案 | シティの2015年度役員報酬の勧告的承認の件 |
| 第4号議案 | シティグループ2014・ストック・インセンティブ・プランにおける授權株式追加の承認の件 |
| 第5号議案 | 改正および書換済2011・シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランの承認の件 |
| 第6号議案 | 当社に性別による賃金格差が存在しないことを証明する報告書を要請する株主提案 |
| 第7号議案 | ロビー活動および草の根ロビー活動の献金についての報告書を要請する株主提案 |
| 第8号議案 | 取締役会に株主価値委員会の設置を要請する株主提案 |
| 第9号議案 | ジェネラル・クロ-バック・ポリシーの改定を要請する株主提案 |
| 第10号議案 | 官職に従事するために自主退職した上級執行役員へのエクイティベース報奨の付与を禁止する規定の採択を要請する株主提案 |

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

	賛成	反対	棄権	ブローカー 非投票	決議結果 (賛成率)
第1号議案					
マイケル・L・コル バット	2,110,830,403	7,981,899	2,364,681	271,307,118	可決
エレン・M・コステ ロ	2,110,531,860	7,859,086	2,786,034	271,307,121	可決
ダンカン・P・ヘン ス	2,109,035,129	8,544,502	3,597,343	271,307,127	可決
ピーター・B・ヘン リー	2,110,186,205	8,163,999	2,826,820	271,307,077	可決
フランツ・B・ハ マー	2,086,826,500	30,674,472	3,676,053	271,307,076	可決
ルネ・J・ジェーム ズ	2,096,286,464	21,947,355	2,943,214	271,307,068	可決
ユージーン・M・マ クエイド	2,108,167,643	10,267,973	2,740,817	271,307,668	可決
マイケル・E・オ ニール	2,077,798,135	39,208,298	4,171,544	271,306,124	可決
ゲーリー・M・ライ ナー	2,109,801,650	8,505,315	2,870,065	271,307,071	可決
ジュディス・ルー ディン	2,061,933,878	55,173,349	4,069,792	271,307,082	可決
アンソニー・M・サ ントメロ	2,107,839,926	9,762,358	3,574,693	271,307,124	可決
ジョアン・E・スペ ロ	2,107,427,493	10,967,491	2,782,044	271,307,073	可決
ダイアナ・L・テイ ラー	2,075,364,337	40,954,429	4,858,213	271,307,122	可決
ウィリアム・S・ト ンプソン・ジュニ ア	2,075,735,114	41,225,514	4,216,354	271,307,119	可決
ジェームズ・S・ ターレー	2,109,134,948	8,431,435	3,610,652	271,307,066	可決
エルネスト・セ ディージョ・ボン セ・デ・レオン	2,093,315,364	25,053,455	2,807,574	271,307,708	可決
第2号議案	2,354,785,443	35,313,362	2,385,296	0	可決 (98.42%)
第3号議案	1,349,506,035	768,655,188	3,015,427	271,307,451	可決 (63.62%)
第4号議案	2,042,009,898	75,906,216	3,255,773	271,312,214	可決 (96.27%)
第5号議案	2,064,044,762	53,245,091	3,882,715	271,311,533	可決 (97.31%)
第6号議案	103,818,094	1,638,184,967	379,169,508	271,311,532	否決 (4.89%)
第7号議案	501,058,670	1,282,907,931	337,213,164	271,304,336	否決 (23.62%)

第8号議案	73,964,675	2,004,403,208	42,804,611	271,311,607	否決 (3.49%)
第9号議案	85,341,557	2,020,342,604	15,487,701	271,312,239	否決 (4.02%)
第10号議案	644,582,195	1,470,861,448	5,727,017	271,313,441	否決 (30.39%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件および投票数の集計方法は、以下のとおりです。

議案	投票の選択	議案が可決されるために必要な得票数	棄権の影響	「証券保管ブローカーの無投票」の影響(注1)
取締役の選任	各候補者への賛成、反対または棄権	各取締役候補者への賛成票が反対票を上回った場合、その取締役候補者は選任される(注2)	影響なし	影響なし
KPMGの承認	賛成、反対または棄権	年次株主総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票(注2)	反対票として扱う	証券保管ブローカーには裁量権があります(注3)
当社の2015年度役員報酬の勧告的承認	賛成、反対または棄権	年次株主総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票(注2)(注4)	反対票として扱う	影響なし
シティグループ2014・ストック・インセンティブ・プランにおける授權株式追加の承認	賛成、反対または棄権	年次株主総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票(注2)	反対票として扱う	影響なし
改正および書換済2011・シティグループ・エグゼクティブ・パフォーマンス・プランの承認	賛成、反対または棄権	年次株主総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票(注2)	反対票として扱う	影響なし
5件の株主提案	賛成、反対または棄権	年次株主総会に出席し、議決権のある普通株式の株主の過半数の賛成票(注2)	反対票として扱う	影響なし

- (注) 1. 一般的に、証券保管ブローカーが実質株主からの指示がなければ投票することができないとされている事項について、投票指示が与えられていない場合、証券保管ブローカーの無投票となります。証券保管ブローカーの無投票は、かかる議案について議決権を有する株式として数えられません。
2. この決議事項の定足数を満たすには、議決権のある発行済株式(自己株式を除きます。)の過半数を有する株主本人または代理人の出席が必要です。
3. KPMGの選任は、一任事項です。実質株主から指示を受けていないニューヨーク証券取引所(New York Stock Exchange)(以下「NYSE」といいます。)会員の証券保管ブローカーは、この議案に関して次のように議決権を代理行使できます。(i) その証券保管ブローカーが当社の関係会社である場合には、その議案に関しては、他の全株式についてなされる投票比率と同一の比率で投票することが認められ、

(ii) それ以外のNYSE会員の証券保管ブローカーである場合には、その裁量により投票することが認められています。

4. 当社の2015年度役員報酬の勧告的承認決議についての投票結果は、上記に記載された投票基準に基づいて決議が可決されたか否かを問わず、取締役会を拘束するものではありません。勧告的承認決議についての株主による得票を評価する際、取締役会は、得票結果全体をそのまま考慮します。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった場合には、その理由該当事項はありません。

以上